

家族で challenge ! 地球を change!!

省エネのススメ

FILE 12

食器洗い乾燥機 編

「まとめ洗いと温度調節がポイント」

省エネ行動と省エネ効果

使用するときにはまとめ洗いを

- 手洗いの場合

年間でガス81.62㎡	年間水道47.45㎡	合計	約23,470円
-------------	------------	----	----------
- 食器洗い乾燥機の場合

年間で電気525.20kWh	年間水道10.80㎡	合計	約14,020円
----------------	------------	----	----------

●[手洗いの場合]－[食器洗い乾燥機の場合]

年間差額	約9,450円の節約
------	------------

※給湯器（40℃）、使用水量 65 L／回（冷房期間は給湯器を使用しない）の手洗いの場合と、給水接続タイプで標準モードを利用した食器洗い乾燥機の場合との比較

省エネ レッスン

余熱で乾燥すれば省エネ

洗浄終了後、扉を開けて余熱だけで乾燥させれば省エネです。

（参考資料／省エネルギーセンター「家庭の省エネ大事典」）

無事故・無違反の運転者を表彰

県交通安全協会では安全協会の会員で、無事故や無違反運転の人を対象に「永年無事故運転者」の表彰を行っています。

▼対象者 平成23年6月30日現在で、運転免許（原付免許含む）を取得後、無事故や無違反運転で、10年、20年、30年、40年以上の年数が経過している人。ただし、運転免許証の住所が御船警察署管内で、免許更新時に交通安全協会の会費を納めた人に限ります。

▼申請に必要なもの 免許証・印かん

▼申請費用 無料

▼申請期限 5月31日㊥

無料登記相談所を開設します

熊本地方法務局では、登記相談所を開設します。相談は無料ですので、気軽にご相談ください。

▼日時 5月12日㊥ 午前10時～午後4時
※正午～午後1時までは除く

▼場所 役場1階第一会議室

▼申請窓口・問い合わせ 御船地区交通安全協会事務局（御船警察署内）
☎282・11110
役場総務課地域・防災係
☎282・1111

介護アンケート調査にご協力を

町では、平成23年度に介護保険事業計画を見直すために、アンケート調査を行います。この調査は、介護給付費（町が事業所に支払うお金）が増えていく中で、介護認定を受けた人が本当に必要なサービスの種類や量を見極め、保険料を決めるための資料となります。調査票は4月中旬に発送しますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼対象者

- ▽無作為で選んだ2000人
- ▽町内に住む65歳以上の人

▽要支援1以上要介護2以下の認定を受けている人

▼問い合わせ 役場福祉課介護保険係
☎282・1349
町地域包括支援センター（福祉課内）
☎282・2911

県税の書類提出先が一部変更

4月1日から、県税の課税業務が各地域振興局課税部門から県税事務所へ集約され、申告書や届出書などの書類提出先が変更となりました。

夜間の小児救急相談に対応

県では、子どもの急な病気に対する夜間の小児救急相談を受け付けています。相談は、看護師や小児科医などが対応します。急な病気の応急処置や受診可能な医療機関の情報を提供しています。

▼電話番号 #8000

※ダイヤル回線、IP電話、光電話からは☎364-9999

▼受付時間 午後7時～午前0時

▼問い合わせ 県健康福祉医療政策総室
☎333-2246

提出先変更の課税業務

①法人県税・事業税 ②県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割 ③県たばこ税 ④ゴルフ場利用税 ⑤鉱区税 ⑥個人事業税 ⑦軽油引取税 ⑧産業廃棄物税 ⑨不動産取得税 ⑩狩猟税 ⑪県たばこ税手持品課税の申告書や届出書。ただし、⑥～⑪は、上益城地域・宇城地域、熊本市を除き、提出先の県税事務所が違います。

▼問い合わせ 県税事務所
☎352-4111
上益城地域振興局税務課
☎282-2911

全町民加入型の交通災害共済

町は、御船町に住所があるすべての人を対象にした「交通災害共済」に加入しています。この保険は、御船町民が交通事故で負傷や死亡した場合、入院や通院などを要した期間に応じて、見舞金を支給する制度です。

▼交通事故の内容

日本国内で発生した▽自動車▽原動機付自転車▽自転車▽汽車▽電車▽航空機▽船舶▽モノレール▽トロリーバスによる運行事務。

▼事故後の対応

事故に遭った場合、必ず警察に届出を行ってください。

▼請求方法

入院や通院の治療後、役場総務課地域・防災係で必要な書類を持って、請求手続きを行ってください。

▼請求に必要なもの

▽印かん▽交通事故証明書▽診断書

災害の程度と保障内容

区分	災害の程度	金額
1等級	死亡	10万円
2等級	180日以上の治療	5万円
3等級	90日以上の治療	3万円
4等級	30日以上の治療	1.5万円
5等級	10日以上の治療	1万円

※治療は入院や通院が対象です。

▼請求期限 事故に遭った日から1年以内

▼請求・問い合わせ 役場総務課地域・防災係
☎282・1111

安心保障の交通災害共済

御船町町民交通災害共済は、御船町民が交通事故に遭った場合、保険の口数や障害の級に応じて、共済金を支給する制度です。

県内では、スピード違反、前方不注意、飲酒運転などの危険運転が原因で、悲痛な交通事故が発生しています。こうした交通事故で、亡くなる人の半数以上が高齢者であり、とても厳しい状況が続いています。

交通事故は、予期せぬ時に突然襲ってきます。万が一のため、そして安心への備えとして、負担の少ない掛金で保障がしっかりとった「交通災害共済」への加入をご検討ください。

▼申し込み時期

いつでも申し込みできます

▼申し込みに必要なもの

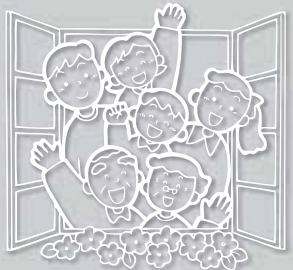
▽印かん▽加入口数に応じた掛金

▼申し込み・問い合わせ 役場総務課地域・防災係
☎282・1111

交通災害共済の内容

口数	掛金（年額）	死亡	障害（1級～14級）	入院・通院（1日つき）	
				入院	通院
10口	1,050円	100万円	4万円～100万円	2,000円	1,000円
20口	2,100円	200万円	8万円～200万円	4,000円	2,000円
30口	3,150円	300万円	12万円～300万円	6,000円	3,000円
40口	4,200円	400万円	16万円～400万円	8,000円	4,000円
50口	5,250円	500万円	20万円～500万円	10,000円	5,000円

※入院は180日、通院は90日までが限度です。



- 生活便利帳
- ▶役場（時間外・休日の直通）☎282-1111
 - ▶教育委員会（カルチャーセンター）☎282-0888
 - ▶スポーツセンター ☎282-4111
 - ▶恐竜博物館 ☎282-4051
 - ▶天君ダム ☎284-2057
 - ▶御船町甲佐町衛生施設組合（ゴミ焼却場）☎282-0688
 - ▶吉無田高原「緑の村」 ☎285-2210
 - ▶養護老人ホーム「オアシス」 ☎282-0459
 - ▶浄水センター ☎282-7066
 - ▶御船地区衛生施設組合（し尿処理場）☎282-2970
 - ▶社会福祉協議会 ☎282-0785
 - ▶上益城消防署 ☎282-1955
 - ▶御船警察署 ☎282-1110
 - ▶上益城地域振興局 ☎282-2111
 - ▶御船保健所 ☎282-0016
 - ▶御船町地域包括支援センター ☎282-2911
 - ▶眺世庵 ☎282-0806